

若年層等確保・定着支援事業 QA

目次

Q1～Q4 : 奨学金返還支援・スキルアップ支援の共通事項に関すること

Q5～Q18 : 奨学金返還支援に関すること

Q19～Q22 : スキルアップ支援に関すること

Q1 雇用期間に定めのない従業員とは、正規雇用を意味するのか。

A1 雇用期間に定めのない従業員とは、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）を使用者との間で締結した従業員です。例えば、短時間労働者であっても、無期労働契約であれば対象とします。正規雇用・非正規雇用の扱いは事業所により異なりますので、不明な場合はお問い合わせください。

Q2 自社が同法におけるどの業種に該当するか、どのように判断すればよいのか。

A2 中小企業庁 web サイトにおいて掲載されている「日本標準産業分類第 14 回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱いについて」に基づいてご判断ください。

【参考】第 14 回改定（令和 6 年 4 月 1 日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業） 中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食料品卸売業） 中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機械器具卸売業） 中分類 5 5（その他の卸売業）
小売業	大分類 F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち 細分類 3 3 1 3 電気小売業 細分類 3 4 1 3 ガス小売業 大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業） 中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食料品小売業） 中分類 5 9（機械器具小売業） 中分類 6 0（その他の小売業） 中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店） 中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち

	中分類３８（放送業） 中分類３９（情報サービス業） 小分類４１１（映像情報制作・配給業） 小分類４１２（音声情報制作業） 小分類４１５（広告制作業） 小分類４１６（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類Ｈ（運輸業、郵便業）のうち 細分類４８９２ レッカー・ロードサービス業 大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類６９３（駐車場業） 中分類７０（物品賃貸業） 大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類Ｍ（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類７５（宿泊業） 大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類７９１（旅行業）は除く 大分類Ｏ（教育、学習支援業） 大分類Ｐ（医療、福祉） 大分類Ｑ（複合サービス事業） 大分類Ｒ（サービス業＜他に分類されないもの＞）
製造業その他	上記以外の全て

Q3 補助対象者となるには「みなし大企業」に該当しないこととあるが、どのような理由からか。

A3 この事業は大企業と比して経営資源に限りのある中小企業等を対象としたものであり、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある「みなし大企業」は補助対象とはしないこととしています。

Q4 奨学金返還支援制度およびスキルアップ支援制度について、社内規程または就業規則にどのような内容を記載すればよいか。

A4 別紙参照

【奨学金返還支援に関すること】

Q5 奨学金返還支援制度の代理返還と手当支給の違いは何か。

A5 代理返還と手当支給の違いは下記のとおりです。

代理返還：企業が従業員に代わり、奨学金を借りている機関に対し返済する。

手当支給：従業員自らが行う奨学金返還を支援することを目的として、企業が従業員に対し手当を給付する。

Q6 日本学生支援機構以外の奨学金返済を行っている従業員への奨学金返還支援についても対象となるのか。

A6 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金に加え、地方公共団体、大学および民間企業・団体などが貸与する奨学金等も対象となります。

Q7 制度導入以前に雇用している従業員は対象となるのか。

A7 支援制度を導入した会計年度に限り、令和7年4月1日以後に採用した従業員も対象となります。

※ただし、令和7年3月31日以前に採用した従業員は対象外となります。

例) 令和7年8月に支援制度を導入した場合、令和7年4月1日以後に採用した職員は対象となる。ただし、事前着手申請を交付申請時に提出する必要がある。

Q8 支援対象者の要件に、「貸与等された奨学金を返済中であること」とあるが、本人以外の者が返済していても問題ないか。

A8 本事業では、借りた奨学金を本人が返済している場合のみ、対象としています。本人以外の方が返済している場合は、本人の名義に変更する手続きを行っていただき、本人名義での返済が始まる月から支援対象者とします。なお、本人に代わって会社等が奨学金を返済する（代理返還）場合は、支援対象とします。

Q9 支援対象者従業員が制度活用を開始した会計年度以内に退職または県外へ異動した場合、それまでの補助金は受給できるのか。

A9 本制度では「補助対象期間の末日（3月31日）時点で同じ補助対象事業者に雇用されていること」が要件に含まれるため、対象外となります。

Q10 滋賀県の財源による奨学金返還支援制度は他にどのような制度があるのか。

A10 保育士等奨学金返還支援制度があります。

Q11 市町が実施している奨学金返還支援制度との併用は可能か。

A11 市町が実施している奨学金返還支援との併用は可能です。ただし、企業もしくは従業員の負担額を上回る支援は行いません。

※市町によっては、当県の事業との併用が不可となっていることもありますので、詳しくは各市町の HP をご確認ください。

例) 長浜市の奨学金返還支援制度と併用される場合は先に滋賀県の奨学金返還支援に申請をしてから長浜市の奨学金返還支援制度を活用するようにしてください。

※企業負担額が 30 万円の場合

県からの補助：15 万円	企業負担分：15 万円	市からの補助：7.5 万円
--------------	-------------	---------------

企業負担分の 1/2 が長浜市の補助対象

Q12 支援対象従業員が次年度も継続して支援を受けており、年度途中で退職した場合は辞職するまでが補助対象期間となるのか。

A12 本制度は単年度ごとに補助金を支払うため、次年度も継続して支援を受けている従業員が年度途中で退職された場合は、対象要件を満たさないため前年度までが補助対象期間となる。

例) 令和 7 年 4 月 1 日から支援を受けている従業員が令和 8 年 7 月 31 日に退職した場合は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までが補助対象期間となる。

Q13 年度の途中で奨学金の全額繰上返済を行った場合や、返済金額を変更した場合の補助額はどうか。

A13 全額繰上返済を行った場合は、全額繰上返済を行った月までを補助対象とします。また、支援対象者が返済金額を変更された場合、補助金申請額も変更となる可能性があります。必要に応じて、変更後の事業計画書をご提出いただきますので、速やかに産業支援プラザにご連絡ください。

Q14 在籍出向の従業員については、支援対象従業員となるのか。

A14 次の要件を満たす場合、出向元企業の従業員として対象となります。

- ・ 支援対象者となる要件を満たしていること。
- ・ 出向元の企業における雇用保険被保険者資格を有したまま、出向先企業の県内事業所に勤務していること。
- ・ 奨学金返還支援に係る手当等が出向元企業から支給されていること。なお、事業計画書の提出時に出向元と出向先の両方の企業の「従業員名簿」「組織図」を提出してください。

Q15 手当として毎月支給する場合、事業実績報告書の提出はいつ行えばよいか。3月末日の手当支給の場合は、4月になってからの実績報告でもよいのか。

A15 補助対象事業者は事業完了後 30 日以内または4月 10 日のいずれか早い日に事業実績報告書を提出していただくことになります。

Q16 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する「常時 10 人以上の労働者を使用する使用者」に当たらず、就業規則の作成・届出義務がないため、就業規則を作成していないが補助金申請できるか。

A16 常時 10 人未満の労働者を使用している事業場は、法律上の就業規則の作成・届出義務はありませんので、就業規則がなくても補助金申請をしていただけます。ただし、奨学金返還支援制度を設けていることがわかる社内規程および給与の支給条件がわかる書類の提出（労働条件通知書等）の提出が必要となります。

Q17 支援対象者が奨学金返還支援制度により受給する手当は、課税対象になるのか。

A17 「学資に充てるため給付される金品」は所得税法上、非課税とされますが、「奨学金返還手当」の給付は、企業により支給内容や方法、返済状況の確認内容が異なるため課税・非課税の判断を一律に行うことはできません。所轄税務署に直接お問い合わせください。

Q18 支援対象者が奨学金返還支援制度により受給する手当は、社会保険料および労働保険料の算定に含まれるのか。

A18 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

○健康保険料・厚生年金保険料 ⇒ 年金事務所 厚生年金適用調査課
県内の年金事務所

https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/kankatsu/kankatsu_shiga.html

○雇用保険料 ⇒ 滋賀労働局 労働保険徴収課

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou-1.html>

【スキルアップ支援に関すること】

Q19 スキルアップ支援の資格取得支援の対象となる資格にはどのようなものがあるのか。

A19 各企業が DX や GX を推進するために、個社の実情や課題、従業員のスキル強化の方向性等を検討いただいたうえで、DX や GX に向けて必要性が整理できるものであれば、幅広く支援対象とします。

対象資格としては、例えば、DX 検定や IT パスポート、脱炭素アドバイザー等があげられますが、上記の考え方を踏まえ、これ以外の資格であっても対象になり得ます。

※ただし、カフェテリアプランのように従業員の自己啓発による、資格取得に対する手当等の支給は対象外となります。

Q20 資格取得支援に係る奨励金等については、金額を自由に設定してよいのか。

A20 奨励金および手当の金額については自由に設定して問題ありません。

ただし、スキルアップ支援は1社20万円の上限があるのでご注意ください。

Q21 資格取得支援にかかる、研修費用の経費は補助対象となるのか。

A21 本事業の対象とはなりません。

国が実施している、教育訓練給付制度・人材開発支援助成金等をご活用ください。

教育訓練給付制度：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihat-su/kyouiku.html

人材開発支援助成金：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

Q22 代替職員確保支援にかかる研修とはどのようなものか。

A22 企業が「人への投資」、人材育成に向けた取り組みの一環として、支援対象者が職務として、または有給の特別休暇（自己啓発休暇・サバティカル休暇等）を取得して参加するものであれば広く対象とします。